
令和元年 第24回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第2日)

令和元年6月17日 (月曜日)

議事日程 (第2号)

令和元年6月17日 午前9時00分開議

日程第1 諸報告

日程第2 発言の取り消しについて

日程第3 議案第20号 大刀洗小学校北校舎等大規模改修工事請負契約の締結について

日程第4 議案第21号 大刀洗中学校南校舎大規模改修工事請負契約の締結について

日程第5 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 諸報告

日程第2 発言の取り消しについて

日程第3 議案第20号 大刀洗小学校北校舎等大規模改修工事請負契約の締結について

日程第4 議案第21号 大刀洗中学校南校舎大規模改修工事請負契約の締結について

日程第5 一般質問

出席議員（12名）

1 番 安丸眞一郎	2 番 黒木 徳勝
3 番 森田 勝典	4 番 林 威範
5 番 平田 利治	6 番 松熊武比古
7 番 長野 正明	8 番 平田 康雄
9 番 高橋 直也	10番 平山 賢治
11番 花等 順子	12番 山内 剛

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 棚町 瑞樹

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 安丸 国勝	副町長 …………… 中山 哲志
教育長 …………… 倉鍵 君明	総務課長 …………… 重松 俊一
税務課長 …………… 山田 恭恵	健康福祉課長 …………… 平田 栄一
地域振興課長 …………… 村田 まみ	産業課長 …………… 佐々木大輔
建設課長 …………… 田中 豊和	子ども課長 …………… 松元 治美
会計課長 …………… 佐田 裕子	生涯学習課長 …………… 矢野 智行
住民課長 …………… 矢永 孝治	財政係長 …………… 早川 正一
総務係長 …………… 堀内 智史	

開議 午前9時00分

○議長（山内 剛） おはようございます。傍聴の方には早朝よりおいでいただき、誠にありがとうございます。

現在の出席議員は12人です。ただいまから、令和元年第24回大刀洗町議会定例会を再開します。

これから、本日の会議を開きます。

議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 諸報告

○議長（山内 剛） 日程第1、諸報告を行います。

本日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。森田勝典委員長、登壇して報告願います。

○議会運営委員長（森田 勝典） 皆様、おはようございます。議会運営委員長の森田勝典でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議会運営について、協議結果を御報告いたします。

委員会は、令和元年6月17日午前8時半から議長室において開催し、出席委員は5名でした。山内議長の出席を得て、日程を協議いたしました。

議事日程表をご覧くださいと思います。

議会運営委員会で協議の結果、発言取り消し1件を本日の日程に追加することに決定いたしました。

以上で報告を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これで諸報告を終わります。

日程第2. 発言の取り消しについて

○議長（山内 剛） 日程第2、発言の取り消しについてを議題といたします。

5番、平田利治議員から、6月11日の会議における発言について、会議規則第64条の規定により、お手元に配りました発言取り消し申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 異議なしと認めます。したがって、平田利治議員からの発言取り消しの申

し出を許可することに決定しました。

日程第3. 議案第20号 大刀洗小学校北校舎等大規模改修工事請負契約の締結について

○議長（山内 剛） 日程第3、議案第20号大刀洗小学校北校舎等大規模改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これから、1日目に続き、質疑を行います。質疑ございませんか。11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 入札結果及び契約の結果表のほうには、7番、工期が契約の効力の発生をする日の翌日からというふうになっております。ところが、もう一枚の仮契約書、工事請負仮契約書のほうには6月12日からとなっておりますが、まだ議決もあっていないのに、6月12日という数字が入っていますことについては、どうお考えなのでしょうか。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） そこにつきましては、本日議決をいただきましたら、再度訂正をいたしまして、明日からという形の契約に変更したいと思います。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。1番、安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 1番、安丸です。初日にもちょっと質問させていただきましたが、仮契約書の中の工事金額と、要は消費税の関係、初日の課長答弁の中では、要はお金の支払いが10月1日、消費税が10%になった後の支払いということで、この契約書の中にも10%の金額で仮契約書を結んでいるという答弁だったかと思います。

どうもそこらあたりがすっきりしませんので、何か法的な根拠というのがあろうかと思えますけども、それに関連して財政担当のほうで、ちょっと理解しやすいというか、わかりやすいという、ある程度私も調べましたけども、やはり議場で改めて答弁を求めていきたいと思えますから、よろしく願いいたします。

○議長（山内 剛） 松元子ども課長。

○子ども課長（松元 治美） ちゃんと伝わっていなかったところがあったかと思いますが、お金を支払う日ではなくって、完了検査を行って引き渡しがあった日という形になります、税率が適用されるのは。

あと、消費税地方税の税率の改正に伴う工事の取り扱いについては、財政のほうからお願いしたいと思えます。

○議長（山内 剛） 早川財政係長。

○財政係長（早川 正一） 御質問にお答えいたします。

先ほど松元課長のほうが答弁いたしましたように、消費税の適用日につきましては、契約日ではなく、引き渡し時点の税率が適用されるというふうになっておりますので、今回10月を超え

る工事につきましては、10%の税率が適用されるということになります。

それと、今回、平成31年3月に国土交通省のほうから通知がございまして、消費税率及び消費税の税率の改正に伴う直轄工事の取り扱いについてという通知が出ております。

これにつきまして、もちろん10月以降の工事につきましては、契約金額は10%が適用されるというふうに通知がありまして、そのほかに平成31年4月から9月30日までに契約し、その工事が10月を超える分につきましても、同様に10%の税率を適用するようという通知が国土交通省のほうから出ておりますので、今回の工事につきましても、それを適用させていただいております。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。6番、松熊議員。

○議員（6番 松熊武比古） 6番の松熊でございます。今の報告聞きますと、前渡金とか、着工前に前渡金とかいうお金は支払わないということですかね。工事が完了してからでないで払わないということになりますけど、いかがでしょうか。

○議長（山内 剛） 早川財政係長。

○財政係長（早川 正一） お答えいたします。

前払い金等につきましても、通常の工事と同様にお支払いをするようになっております。

以上です。

○議長（山内 剛） 松熊議員。

○議員（6番 松熊武比古） そうしますと、9月30日までの支払いについては、消費税は8%で支払われるということになりますか。

○議長（山内 剛） 早川財政係長。

○財政係長（早川 正一） お答えいたします。

施工日の前日までに、つまり9月30日までに請求を受けた前払い金等につきましては、消費税の税率の改正による消費税の増加分を含まないものという通知がございまして、それについてやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山内 剛） 7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 7番、長野でございます。先ほど国土交通省からの通達で、引き渡しの際の税率という説明でしたけども、学校関係は補助金というのは文科省だろうと思っておりますけども、文科省の通達ならわかりますけど、国土交通省って、公共事業一般的にもう全部これやんなさいというのは国交省の通達なのか、補助金の省庁によって、それぞれ工事の内容は違うわけですから、国土交通省の通達が学校の改修工事にどうかかわるのかということは、その部分を

ちょっと説明をお願いします。

○議長（山内 剛） 早川財政係長。

○財政係長（早川 正一） お答えいたします。

国土交通省の先ほどの通知につきましては、各建設業の団体長の宛てにも出ております。国土交通省のほうで、建設関係等の部分をやっておる関係上、この通知に基づきまして、建設業のほうも準備をされているかと思っております。

以上です。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 補助金の出どころは文科省ですから、文科省からの通達というのはわかりますけども、一律に公共事業全体を国交省の通達でやるというのは、ちょっとおかしいんじゃないですか。

○議長（山内 剛） 中山副町長。

○副町長（中山 哲志） 長野議員の御質問にお答えいたします。

国土交通省のほうで代表して、今回の消費税改正に伴う取り扱いについて、このように国としてやるので、県なり政令市についても、そういうふうに適切に取り扱ってほしいと。

また、管下の市町村にも、そのように伝えてほしいということで通知が出ておりました、また県のほうからも、各市町村長宛てに入札契約事務担当課扱いということで、全ての入札契約事務に関係する部署に対して、このような消費税の取り扱いを適切に行うようにというふうな通知があつているところでございます。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 本来なら、そういう通達については、政府、国が本来通達をすべきで、そういう一省庁が通達したことが全部に波及するといいますか、全部に効力を発するというのは本来おかしいんじゃないですかね。国か政府、同じもんですけども、政府通達というならわかりますけども、国交省の通達が全省庁に影響というか、影響するということになりますけども、それを本来通達のやり方がおかしいんじゃないですか。

○議長（山内 剛） 中山副町長。

○副町長（中山 哲志） 長野議員の御質問にお答えします。

国の通達というか、通知文の出し方のことなので、団体のほうからどうこう申し上げるのは難しいんですけども、それぞれ国のほうにおいても、各省庁省庁で、つかさつかさで、その所管事務について通知等、発出されているわけでございます。

それについては、その所管については、政府を代表して所管事務について、それぞれの所管省庁のほうから通知文が出ているところでございますので、地方自治体としては、それに従って事

務を遂行しているところでございます。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号大刀洗小学校北校舎等大規模改修工事請負契約の締結についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第4. 議案第21号 大刀洗中学校南校舎大規模改修工事請負契約の締結について

○議長（山内 剛） 日程第4、議案第21号大刀洗中学校南校舎大規模改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これから、1日目に続き、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号大刀洗中学校南校舎大規模改修工事請負契約の締結についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第5. 一般質問

○議長（山内 剛） 日程第5、これから一般質問を行います。

通告を受けております、3番、森田勝典議員、発言席からお願いします。森田議員。

3番 森田 勝典議員 質問事項

1. 陣屋川橋梁改修状況について

2. 西鉄本郷駅前自動車待機所建設状況について

○議員（3番 森田 勝典） 皆さん、おはようございます。議席番号3番の森田勝典でございます。ただいま議長から発言の許可を得ましたので、質問させていただきます。

さて、事前に通告しています質問の内容について御説明申し上げます。

第1問目は、陣屋川橋梁改修状況についてでございます。

質問事項は、西本郷三田地区にかかる猪本橋の改修問題は、昭和60年ごろから計画になったものだと先輩たちから聞いておりました。

ところが、陣屋川橋梁架け替えは、通常は下流から始まりますので、やっとのことで有本橋改修が終盤となっていますが、次は猪本橋かと思いきや、平成31年1月21日に地元陣屋川対策委員会に、役場建設課長から現況についての説明がありました。

しかし、内容は、改修事業を始めるのに大きな問題がありますということです。それは、「工事の都合により、1軒の住居を一時的に移動が必要ですが、今の状況では地権者の同意を得ていません。」とのことです。

そういう説明を受けて、既に半年は過ぎておりますが、今後どのように計画を進めていかれるか答弁をお願いいたします。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、お答えいたします。

今、議員が言われましたように、立ち退きの件について、なかなか難しい要素がございまして、うまくいっていないのが現状であります。

現在、用地測量や建物等の調査を終了し、工事用地、ストックヤード、迂回路、敷地等の用地交渉を進めている状況です。相手のあることですから、慎重に交渉を進めておりますが、この際、建物移転に反対の地権者もいらっしゃることから、当該物件の交渉に、親族の方や仲介の方に行っていただけるよう依頼しているところです。

いずれにしても、町としましては、用地の確保が速やかにできるよう、今後とも県と調整を図りながら、用地交渉を進めてまいりたいと考えています。何せ用地が片づかないと工事ができませんので、皆さん方の協力もよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山内 剛） 再質問ありますか。

○議員（3番 森田 勝典） はい、質問を……。

○議長（山内 剛） 森田議員。

○議員（3番 森田 勝典） そういうことであるということでは、いつできるかわからないということで、ちょっと落胆いたしました。これほとんど交渉が進んでいなければ、町長か副町長

等が実際現場に出向いていただいて、お話をしていただけましたら随分早いんじゃないかと私は個人的思っております。どうぞその付近はよろしく願いしときます。

それから、ちょっと心配は、なお事業主体の福岡県久留米県土整備事務所、「いつまで、地権者との同意を早く関係せよ」との話なんかは届いていないんでしょうか。

○議長（山内 剛） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 久留米県土整備事務所の河川砂防課のほうでいろいろ動いていただいておりますが、なかなか地権者の方が高齢ということもありまして、現地から生活環境を変えたくないというような御要望が強うございます。

しかしながら、工事をするに当たっては、どうしても建物移転のほうが必要となってくるところでございますので、今後継続して用地交渉のほうに当たっていききたいと、県と協力しながら用地交渉に当たっていききたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 森田議員。

○議員（3番 森田 勝典） しっかり頑張ってください。

最近の気象状況は、突然大雨が降ったり、また予期しないような大きな、例えば台風がたっぷり水を含んで襲ってくるなど、いつ何が起こるかわかりません。

特に、陣屋川は川幅も狭く、水量も少なく、普段はニシキゴイやマゴイが悠々と泳いでいて、子供や地元民から大切にされています。ところが、一旦、上流の朝倉市や筑前町、そして私が住んでいる本郷校区の北側に大雨が降ると、極端に状況が変化し、洪水が発生しないか、年に一度か二度心配することがあります。

これは陣屋川に詳しい先輩の話によると、今日開設されるであろうという猪ノ本橋は、3つの橋、ここに4つ架かっておるんですね。3つの橋のうちの、例えば有本、端井、これ普通、私たち「はてごばし」と読みますけど「はたい」、本郷橋と違い、大雨で下流に一度に大量の水が流れないように、橋の下部が絞られているということです。

そして、下のほうに被害が出にくいように設計された珍しい橋だそうです。築年数も相当経過しているので、橋ではないかと思うということです。しかし、現在は、逆に大雨が降ると、上流がすぐ危険水域になるということです。

何度も申し上げますが、一刻も早く用地交渉を完結され、工事に取りかかっていたら、本郷校区の地域住民の心配事を取り除いていただくことをお願いいたします。

しかし、この後には、猪ノ本橋の工事が完結しても、まだまだ端井橋、本郷橋の大変難しい2つの事業があります。気を引き締めて当たっていただきたいと思います。

以上です。じゃ、答弁お願いします。

○議長（山内 剛） さん。

○議員（3番 森田 勝典） 答弁をお願いします。

○議長（山内 剛） 今の答弁。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 先ほども答弁しましたように、何せ用地交渉と、それから家屋の移転と、そちらが進まないとうちにもなりませんので、もちろん町としても頑張りますけれども、皆さん方の協力をぜひともお願いしたいと思います。議員さんたちも、用地交渉は役場がやるもんだということじゃなくて、皆さんが協力してほしいんです。よろしくお願いします。

○議長（山内 剛） 森田議員、発言するときは挙手して。森田議員。

○議員（3番 森田 勝典） どうも済みませんでした。

では、第1問は、これで終了させていただきます。

次は、第2問です。これも土地問題でございますが、西鉄甘木線本郷駅前自動車待機所建設状況について伺います。

これは、第20回の定例会でも建設進捗状況を質問いたしましたが、今でも事業は全く進んでいるようではありません。

この事業は、平成30年度予算の注目事業の目玉として、自然を愛する住みよい生活空間づくりのまちづくり、その中で第1番に本郷駅送迎自動車待機所整備事業として、一般財源1,234万が盛り込まれたものであります。

町もようやく、雨の日や夜間は道路も狭く大変だろうと理解され、着工にゴーサインが出たものと読んでいたものですが、平成から令和に移っても、何のアクションもありません。なぜ事業が進んでいないか答弁願います。お願いいたします。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） その件については、担当課長のほうから答弁させます。

○議長（山内 剛） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） それでは、森田議員の質問の西鉄本郷駅前の自動車待機所建設状況について答弁いたします。

当事業につきましては、昨年度、測量事務を発注し、地権者及び隣接地権者と境界を確定し、地権者と用地交渉を進めてきております。

しかしながら、買収面積について、町の計画と地権者の意向に隔りがあることから、用地買収予算については本年度に繰り越しをし、引き続き地権者と用地交渉を進めているところです。

鉄道利用者の方には、いましばらく御不便をおかけいたしますが、前回は答弁いたしましたとおり、本年度中の完成を目指して、引き続き事業を進めてまいります。

以上で、森田議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（山内 剛） 森田議員。

○議員（3番 森田 勝典） 地権者との境界線の問題のようでございますけど、これは計画を始めたころ、最初からわかっていたんじゃないですか。全くわからなくて、この計画を始めようとしたとき、初めてわかったもんですか。どちらなんですか。

○議長（山内 剛） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 森田議員の御質問にお答えします。

地権者の件でございます。

計画当初から、その土地の情報については、こちらのほうでも把握をしております、随時地権者の方と連絡をとっておるところでございます。

ただ、内容が不動産に関係することでございますので、とんとんと話が進むことではございませんので、そこを膝詰めで丁寧に行っておるところでございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 森田議員。

○議員（3番 森田 勝典） 今、課長から詳しく説明がありました。大体理解いたしました。なるべく早く急いでください。よろしくお願いします。

これで終わります。

○議長（山内 剛） これで、森田勝典議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（山内 剛） 次に、8番、平田康雄議員、発言席からお願いします。

なお、平田議員より資料の配付の要請がっておりますので、認めます。

しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（山内 剛） それでは、平田康雄議員。

8番 平田 康雄議員 質問事項

1. 大刀洗町における農業の振興について
2. 今村天主堂への案内板の設置について

○議員（8番 平田 康雄） 議席番号8番、平田康雄です。

私は、大刀洗町における農業の振興及び今村天主堂への案内板の設置の2件について質問をします。

まず最初に、農業の振興について質問します。

5月4日の西日本新聞に、「校區別に初の将来構想、大刀洗町第5次総合計画を策定した」というタイトルで、本町の第5次総合計画に関する記事が大きく掲載されました。計画の策定に学

生を参加させたこともありますが、タイトルにあるように、校区別に将来構想を定めたことが評価されたようです。

私たち議員も、第5次大刀洗町総合計画の冊子をいただきましたが、147ページに及ぶ計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層で構成されるとのことで、イラストを多用し、成果指標を設けるなど、わかりやすい計画となっております。

計画の中で農業振興につきましては、「農業を目指す人が大刀洗町で就農し、魅力ある農業を営み暮らしています」というのを目標とする姿として示されております。

また、農業の振興を図るために、農業の現状と課題、施策の展開方向、計画の成果指標が掲げられておりますが、本町における農業の現状から考えますと、計画を達成することは、そう簡単でないように思われます。

まず、予算の面ですが、近年、一般会計予算が大きく増加している現状の中で、農業予算は大幅な減少傾向にあります。本町の5年前の総予算は61億6,000万円程度だったものが、本年度は70億4,000万円と8億8,000万円、率にしますと、14.3%も伸びておるのに対し、農業予算は4億6,800万円から3億4,300万円と、1億2,500万円も減っております。減少率は26.7%でございます。

昨年、一昨年とふるさと納税が好調であるのに加え、本年度は総合計画の1年目というのもあるのでしょうけども、住民から寄せられた課題を解決するために、庁内の多くの課で新しい事業が組まれましたが、農業に関する新規事業は一つも示されませんでした。

予算面から推測すると、町では国・県の補助金を用いて事業を展開することとし、国・県の事業で対応できないものを町単事業で実施するというようにされているようであります。

しかしながら、国・県の補助事業は採択要件が厳しく、全国あるいは全県を対象として一律に実施されるために、本町の農業者が取り組むことは、かなり難しい面があります。

一方、町単事業は、国・県の事業の範囲外で検討しなければなりませんので、極めて困難であり、町独自の事業が実施できない要因となっているようでございます。

このような状況の中で、総合計画の目標を達成するためには、農業者や新規就農者が安心して取り組めるような、補助要件を緩和した大刀洗町独自の新たな事業を展開する必要があるのではないのでしょうか。

そこで、町長に次の3点について質問いたします。

1点目は、町農業の現状について、どのように考えておられるのか。

2点目は、今後どのようにして農業振興を図るのか。

3点目は、町独自の農業振興対策として、例えば農業機械や施設が導入できるような町単補助事業は検討できないか。

以上であります。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） この件については、担当課長のほうから答弁をさせます。

○議長（山内 剛） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 産業課の佐々木でございます。私から平田議員の農業の振興についての質問について御答弁をさせていただきます。

まず、1点目の町農業の現状についてでございますが、本町の農業は、米、麦、大豆を中心として、ネギ、ホウレンソウ、レタスなどの野菜や、花、苺栽培等を組み合わせた農業が展開されてまいりました。

しかしながら、近年の気象変化や農産物の価格競争により、農業経営は一段と厳しさを増しております。さらに、少子高齢化による農業者数の減少と後継者不足、それから農業インフラの老朽化などによる多くの課題を抱えているものと認識をしております。

次に、2点目の今後どのようにして農業振興を図るのかについてですが、まず農業経営の支援として、農地の集積・集約化による経営規模の拡大や複合経営の確立と農業機械導入による作業の効率化を推進いたします。

また、担い手確保のため、認定農業者の育成や農事組合法人等の設立支援、新規就農の促進を図ってまいります。その際には、農業インフラの整備とあわせ、これらの施策を推進するには、国・県の補助事業を活用する必要があります。そのためにも、国、県、みい農協、各土地改良区などと連携して、農業の振興を図っていく必要があると考えています。

次に、3点目の町独自の農業振興策として、例えば農業機械やハウスが導入できるような町独自の補助事業を検討できないかについてでございますが、大刀洗町では平成24年度から、町単独で大刀洗町園芸施設等整備事業補助金を交付しております。

これは、国・県の補助事業の対象にならない農業者にも活用していただくことができ、事業費の2割、上限額を園芸用機械が40万円、ハウスが50万円として補助をするものです。

以上で、平田議員の質問に対する答弁を終わらせていただきます。

○議長（山内 剛） 再質問ありませんか。平田議員。

○議員（8番 平田 康雄） それでは、再質問をいたします。

先ほど申しましたが、平成31年3月に策定された第5次大刀洗町総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層から成るということでございます。このうち基本構想及び基本計画は、総合計画の中で将来像や施策の展開方向をも示されておりますが、計画を実現するための実施計画については、総合計画の中では具体的な施策は示されておらず、別途各課で作成されるのとこのこととであります。

今年は、計画の初年度であります。どのような魅力ある事業が示されるのかと、かなり関心を持っていたところでもあります。期待どおり、本年度から多くの課でユニークな事業が始まりましたが、残念なことに農業関係の新規事業は全く示されませんでした。

そこで質問ですけれども、総合計画では農業の振興を図るために目標とする姿を掲げ、これを達成するために施策の展開方向を示されています。今後、総合計画を達成するための対策として、実施計画においてどのような事業を考えておられるのでしょうか。

○議長（山内 剛） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 平田議員の質問にお答えいたします。

実施計画においてどのような事業を予定しておるかという質問でございます。

まず、実施計画に基づいて実施する事業といたしましては、国・県の補助事業といたしまして、最初に国の事業である産地パワーアップ事業というものがございます。こちらは、主にハウスへの助成金を出すことで、作物の産地を形成しようとするものでございます。

次に、県の補助事業でございますけれども、1つ目が水田農業担い手機械導入支援事業、こちらは、米、麦、大豆を大規模に作られる農業者に対しての、農業機械の導入に対する支援でございます。

3点目、これも県の補助事業でございますが、活力ある高収益型園芸産地育成事業というのがございます。こちらは、園芸ハウス建設等への補助金ということになっております。

また、町単独事業としましては、先ほど3点目の質問のところで御説明しました大刀洗町園芸施設等整備事業、こちらがでございます。こちらも園芸に対する補助となっております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（8番 平田 康雄） 確かに本町では、国・県の補助事業に加え、町単独の事業が実施されております。

まず、土地利用型農業対策としては、先ほど言われましたほかに、大刀洗町土地利用型緊急対策事業があります。この事業は、大豆の振興を図るための土壌改良剤に対する補助であります。

園芸対策では、先ほど言われましたように、大刀洗町園芸施設等整備事業が実施されております。この事業は、国・県の補助対象とならないような50万円以下の機械・施設の導入に対して20%程度補助するものですが、施設によって若干変わるそうですけれども、そのほかに町独自の事業としては見当たりませんで、主として国・県の事業のみを展開しておられるようでございます。

そこで、質問ですけれども、直接農業生産にかかわる事業として、先ほど回答がありましたように、国の補助事業である産地パワーアップ事業、それから県の補助事業である水田農業機械導入

事業とか活力ある高収益事業、こういった事業がありますけども、これらの事業を昨年度はどれくらい取り組まれましたか。それから、本年度の取り組み予定件数はどれくらいあるでしょうか。件数で結構です。

○議長（山内 剛） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 平田議員の御質問にお答えいたします。

国・県の補助事業の件数に関する質問でございますが、まず、国の産地パワーアップ事業、昨年度の件数が2件ございました。今年度の件数は同じく2件でございます。

次に、県事業であります水田農業担い手機械導入支援事業、こちら昨年度の実績が5件でございます。今年度の予定が2件でございます。

最後に、同じく県事業である活力ある高収益型園芸産地育成事業ですけれども、昨年度の実績が3件でございます。今年度の予定としては、1件を予定しております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（8番 平田 康雄） 今年実施する事業ですけども、事業を実施される方は、もう既に決まっているのでしょうか。

○議長（山内 剛） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 平田議員の御質問にお答えいたします。

今年度の事業を予定されている方については決まっております。これについては、県のほうから、国の事業についても県を通じて内報という形で、いわゆる内定をいただいております。ですので、その方については、町としても補助金分を予算措置して実施を予定しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（8番 平田 康雄） 本年度は、パワーアップ事業2件、水田農業担い手機械が2件で、活力ある高収益が1件、合計5件の事業に取り組むということですけども、国とか県の事業というのは、補助条件が非常に厳しいということのほかに、全国一律に実施されるということで、なかなか取り組みにくい面があります。

また、年度ごとに取り組みにばらつきが出てきます。昨年は10件だったのが、今年は半分になっておりますね。結果として、年度ごとに予算が大きく増減するわけでありまして。町予算に占める農業予算の割合といいますのは、全体予算に占める割合ですけども、わずか4.9%ということで、この5年間に2.7ポイントも下がっておりますし、金額にしては1億2,500万円も減少しております。

ちなみに、国・県の補助金も、この5年間に1億2,000万円の減ということで、町の農業予算の減とほぼ同額程度減少しているわけでございます。

つまり、本町における農業予算というのは、国・県の補助金に大きく左右されるわけで、計画的な実施からほど遠いわけでございますけども、このような状況についてどう考えられますか。

○議長（山内 剛） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 平田議員の御質問にお答えいたします。

確かに補助事業と言われるのは、平田議員御指摘のとおり、年度によって手を挙げる方が少ない年、あるいは多かったとしても、国・県の予算が措置されずに、全員の方を対象にできない年、そういったものに左右されまして、件数として計画的に実施するというのは難しい面がございます。

また、質問の冒頭で、農業予算が大きく減少しているという指摘でございましたけれども、これにつきましても同様な理由でございまして、例えばハウスを建設される方が1人、2人減れば、何千万、何億という予算が減ったり増えたりするわけでございます。

こういうことに関しましては、例えば来年度に関しましては、暗渠排水事業、水田の中に暗渠という排水管を通しまして、圃場の排水をよくする事業でございしますが、こういったものを下高橋地区で大規模に予定しておりますので、ある程度農業予算については増額する、確かに計画的には難しいところがありますが、そういう増える年もあるということでございます。

結果的に申しまして、大きな流れとしましては、国・県の有利な補助事業を使いまして、機械の導入を支援することによって効率化を図る。あるいは、大規模化を図る。また、ハウスを建設を推進することで産地を形成する。そういった大きな事業を通して、農業の振興を全体的に図っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（8番 平田 康雄） 少なくとも総合計画を策定して、この10年間で農業振興を図っていかうということでございまして、国・県の補助金に左右されないと。そのぶれを少なくすることからも、やはり町独自の事業を計画的に実施していくことが必要ではないかと思っております。第5次総合計画の目的を達成するためにも、少なくとも新規就農者を育成するための対策、これを検討する必要があると思っております。

そこで質問ですけども、新規就農者育成するための対策としてどのような事業を考えておられますか。

○議長（山内 剛） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 平田議員の質問にお答えいたします。

新規就農者に対する対策についての質問でございますけれども、まず、国の補助事業になりますけれども、農業次世代人材投資事業というのがございます。こちらは、数年前まで青年就農給付金と呼ばれたものでございまして、若手で新しく就農される方に対して、150万円から250万円の給付金を給付するものでございます。

さらに、町独自の取り組みとしましては、新規就農者育成事業というのがございます。こちらは、農業を体験してもらうような形で、町に滞在していただく方について補助金を交付するものでございます。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（8番 平田 康雄） 農業次世代人材投資事業というのは、事業といっても、資金に対する利子補給ですよ。ですし、新規就農者育成対策事業も、そう簡単にできるような事業じゃないような気がいたしますけども、新規就農者が新しく農業を始めるためには、経験も必要ですけども、かなりの経費が必要であります。資金を借りても、いずれ返さなくてはなりません。親が農業者であれば、機械や施設を所有しているために、スムーズに就農できるかもしれませんが、農家出身でない方が新規に就農するということになれば、かなりまとまった資金が必要であります。なかなかそういうことで踏み切れないんじゃないでしょうか。

そこで質問ですけども、総合計画では、「農業を目指す人が大刀洗町で就農し、魅力ある農業を営み暮らしています」というのを目標とする姿として示されておりますけども、従来の事業のみで、新しい施策を展開しなければ、結果として新規就農者増えない。つまり、目標は達成できないということになりませんか。どうでしょうか。

○議長（山内 剛） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 平田議員の質問にお答えいたします。

従来の施策では、新規就農者が増えないのではないかとこの質問だろうと思います。

確かに、町単独としての新規就農者に対する対策というのは、十分とは言えないというふうに考えております。

ただ、新規就農の相談件数、これに関しては増加傾向にございまして、年に五、六件ほどございます。

また、先ほど議員が言われたとおり、青年就農給付金と言われる農業次世代人材投資事業、これに関しては要件がかなり高うございますので、そのうち適用される方というのは、ごくわずかでございます。

そういった面もございまして、この事業に関しても見直しが行われておりまして、45歳までが対象でしたが、50歳までに引き上げられる予定でございまして、また、各要件についても緩和

の方向に向かっております。

まず、この事業を最大限に活用したいと思っております。と言いますのも、まとまった資金が最初に必要だという御指摘がありました。この事業に関しては、150万円個人の方に給付をします。かなりまとまった資金を給付することができますので、まず、この事業の活用を考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（8番 平田 康雄） 最近、離農される農業者というのが増えております。私の集落でも、農地面積は41ヘクタールありますけども、半分ぐらいは近隣の集落とか久留米市あたりからの入作となっております。水稻、麦、大豆といった土地利用型農業では、なかなか経営が成り立たないということで、新規就農するのは難しいわけですが、例えば園芸による就農ということであれば、何とか面積は少なくとも、経営は安定するのではないかと考えております。

そこで重要なのが、先ほど言いましたとおり、就農に当たって、いかにして施設とか機械を導入するかという初期投資の問題があります。

そこで質問ですけども、なかなか当初申されましたように、大刀洗町園芸施設等整備事業、これをもとにやっていきたいということですけども、非常に金額的に少ないし、150万といっても、これは経験するためのものですから、なかなか難しいので、ハウスなんかを建てるということでありますので、新規就農者のみでも対象として、そういった事業、新しい町単独事業というのは検討することはできないものでしょうかね。新規に就農される方というのは非常に少ないわけですから、予算的に問題はないんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山内 剛） 佐々木産業課長。

○産業課長（佐々木大輔） 平田議員の質問にお答えいたします。

新規就農者を支援できるような事業に取り組めないかという御質問でございます。

先ほど平田議員が言われたとおり、私も申し上げましたが、新規就農者に対する国庫補助事業というのは、なかなか要件が厳しいものがございます。

ですので、3点目の質問で答弁しました大刀洗町園芸施設等整備事業、これは園芸に対する補助で、要件もかなり緩和したものでございますけれども、ただし、上限額、補助率ともに、ちょっと低くしております。これに関しては、この事業に対する申し込み者が大変増えております。それに対して、国・県の補助金に対する予算は減っております。

こういったことを鑑みますと、この町単独事業について拡充のほうで検討しまして、例えば上限額であったりとか、補助対象となる機械であったりとか、そういったものの拡充を検討したいと考えております。

また、新規就農者に対してどうかということでしたので、新規就農者については、さらに条件を緩和する、あるいは上限額を上げるといったような方向で検討したいと思っております。

ただし、これについては財政的な措置が必要となっておりますので、そこら辺のハードルをクリアして実現にこぎつけたいと考えております。

また、もう一つ申し上げますと、先ほど申し上げた町独自の新規就農者育成事業、これについては、今まで1件も申し込み者があっておりません。この事業の見直しとあわせて検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（8番 平田 康雄） 農業というのは、当町の基幹産業であります。これは、第4次総合計画を見ても、農業は本町の基幹産業であるというふうに示されておりますけれども、町内見渡しても、一年中、水稻、麦、大豆、野菜というのが作付されています。

このことにより、緑豊かな田園風景が保たれているわけでありまして。もし農業が衰退したら、どうなることでしょうか。遊休農地が増えて見渡す限りの原野となると、町の活力は大きく失われるのではないのでしょうか。

本町における美しい景観を保全するとともに、町の活力を維持するということでは、農業の振興を図ることは極めて重要であります。農業者が安心して農業を続けることができるように、また、農業を目指す人が大刀洗町で就農し、魅力ある農業を営み暮らすことができるということになるように、農業に対し手厚い補助を行っていくことが必要であります。

先ほど、大刀洗町園芸施設等整備事業を拡充して、上限額とか補助について考えていくと、新規就農に対しては少し要件をよくしていこうというふうなことであるし、新規就農者の事業も見直していこうという説明がありましたけれども、やはり補助要件などを緩和した大刀洗町独自の新たな事業というのをつくっていくと。ぜひしっかりと検討していただくように希望いたします。

これで、1問目の農業の振興についての質問を終わります。

次に、2問目です。今村天主堂への案内板の設置について質問します。

今村天主堂が国の重要文化財の指定を受けて以来、天主堂を訪れる人は年々増加傾向にあります。一昨年は6,893名だったものが、昨年は8,846名ということで、2,000名ぐらい増加しています。休館日とか夕方に訪れる人もおられますから、実際には9,000名を超えているんじゃないかと思われまして。

地元では、県内はもとより、県外や海外からも訪問される来訪者に対応するために案内所を設けて、天主堂の歴史とか概要など説明を行っておりまして、来訪者の方からは大変感謝されておりますけれども、一方ではさまざまな要望がっております。

まず、何と云って多いのが、天主堂の場所がわかりづらいという点です。筑後小郡インターで降りることはわかるけども、インターを降りてから天主堂までどのようにしていけばいいのかわからないということでもあります。結局ここに案内板がないというのが原因のようです。

そこで、配付いたしました図面をご覧ください。図面の上のほうにある中央部、筑後小郡 I C と書いてあるのが、筑後小郡インターであります。このインターをおりたところには、筑前町立大刀洗平和記念館という案内板がありますけども、今村天主堂への案内板はありません。

次に、この高速道路を降りて左、つまり下のほうへ曲がって、国道の 53 号線、久留米筑紫野線ですけども、これに沿ってずっと進んでいきますと、これ一本道ですから、何とか下高橋の信号のところまでは行けるようですけども、このあたりから天主堂までの道のりがよくわからないということでございます。

私どものように、幼い頃から天主堂の近くに住む者は余り感じませんが、全く別の地区から来られる方、本当に場所がわからないようです。天主堂の近くに目印となる山とか特徴的な建物があるわけではなくて、家が混んでいるために見通しが悪いと。確かに、わからないだろうなと思います。

私もインターのところからずっと天主堂まで車で走ってみましたけども、この下高橋の十字路、信号のところ、左に曲がるのは、これやはり無理だと感じました。

この図面の下のほうに、下高橋の信号というのがありますが、ここがポイントです。下高橋信号を曲がって、図面でいくと右のほう、国道の 14 号線に沿って図面を右手のほうに進んでいくと、ここにガソリンスタンドがあります。ここまで来ると、大体右手のほうに天主堂が見えますから、場所の特定はできると私は思っているんですけども、ここでも道路が 2 つに分かれているんですね。322 号と 14 号と分かれておりますから、間違いが起こっているようで、国道 322 号線に沿ってずっと上のほう行って、大刀洗中学校のほうまで行かれる方というのもあるようです。

それで、下のほうに中原鮮魚店というのがありますけども、ここまで来ると、今村天主堂という案内板、つまりサインがありますから、何とかわかっていただけるようであります。

ポイントとなるのは、筑後小郡インターから降りたところと下高橋信号のところ。それから、先ほどのガソリンスタンドのところの、この 3 カ所ではないかと思っております。特に下高橋信号のところは、先ほど言いましたように、4 車線の広い道路から、急に 2 車線の狭い道路のほうに曲がるということでございますから、なかなか外部から来られた方はわからないんじゃないかと思っております。

今村天主堂は国指定の重要文化財でありまして、多くの方が訪問されますので、やっぱり案内板を設置する必要があるんじゃないかと思っております。

そこで、町長に次の2点について質問いたします。

重要文化財への案内板の現状について、どのように考えておられるのか。

それから、2点目は、今村天主堂への案内板を設置することはできないか。

以上であります。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） その件については、担当課長のほうから答弁をさせます。

○議長（山内 剛） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） それでは、平田康雄議員の質問の今村天主堂への案内板の設置について答弁いたします。

まず、1点目の重要文化財への案内板の現状についての考えですが、大刀洗町では、議員も御存じのように、町を訪れる方への案内板としてサインを設置しております。このサインは、町境や行政区、集落名はもちろん、公共施設や今村天主堂を初め、町内の名所、史跡等についても設置しており、町を訪れる方への案内板として一定の機能を果たしているものと考えております。

また、最近では、GPS機能のあるスマートフォンやナビゲーションシステムを搭載した自動車が普及し、以前に比べると目的地への経路が確認しやすくなっておりますが、そのような機能を使わずに初めて町に訪問されるという方には、施設等の近くになって案内が出てくる現在のサインではわかりづらい面もあるものと考えております。

次に、2点目の今村天主堂への案内板を設置できないかについてですが、筑前町の大刀洗平和記念館では、筑後小郡インターチェンジ出口に案内板を設置しており、今後、設置費用等を確認の上、費用対効果などを含め、検討してまいります。

また、それ以外の箇所については、例えば西鉄バス延伸等にあわせ、上高橋区の停留所地からの案内なども今後検討してまいります。

以上で、答弁を終わります。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（8番 平田 康雄） それでは、再質問をいたします。

国指定の重要文化財ということでございますけども、大体大刀洗町に何件ぐらいあるんでしょうか。

○議長（山内 剛） 矢野生涯学習課長。

○生涯学習課長（矢野 智行） お答えいたします。

国指定の文化財につきましては、2件ございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（8番 平田 康雄） 先ほど費用対効果等を検討したいということでございますけども、案内板を設置するというに関しまして、前向きに考えれば、今後、地元としてどのような対応をすればいいのでしょうか。何らかの手續というのが、要望書を出すとか、そういう必要がありますかね。

○議長（山内 剛） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） それでは、平田議員の御質問にお答えいたします。

地元としてどういったことができるかという御質問だと思います。

もちろん地元のほうで、そういった声が上がっているということでございましたら、ぜひ要望書のほうを御提出いただいてよろしいかと思ひますし、町のほうでも、そういった現状のほうを把握させていただきたいと考えております。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（8番 平田 康雄） 先ほど費用対効果など検討するというところでございますけども、どのあたりを目途に結果を出されるおつもりでしょうか。大体、本年度中に設置することができるのでしょうか。

○議長（山内 剛） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 平田議員の御質問にお答えいたします。

実際、サインが改善される時期的な御質問だと考えております。

まず、今年度、今村天主堂につきましては、西鉄バスの延伸等もございますので、そちらのほうの動き等も考えまして、あと今年度中の実施というところまでは、ちょっといかないとは思ひますけれども、十分に検討いたしまして、できることから取り組ませていただきたいと思います、今のところではそう考えております。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（8番 平田 康雄） ずっと回ってみますと、確かにサインが至るところにあつて、非常に集落と場所、非常にわかりやすいというふうになっていまして、先ほどGPSで備えた車というのがありますよね。このGPSで今村天主堂に來ると、近いほうに近いほうに行くもんですから、聖母園のほうに手前の道を曲がって、鮮魚店のところまで行かないんですよ。結果的に、聖母園の前通って、集落をぐるぐる回ってわからないというふうなことが結構あります。

それで、私もちょっと回ってみたんですけども、下高橋の信号のところ緑色の表示板がありまして、そこに「大刀洗町役場 ドリームセンター」と2段書きで示されておりました、役場とドリームセンターは左に曲がるんだなということがよくわかりますけども、この表示板に「今村天主堂」というのを書き加えたらいいのかなと、ちょっと自分で思ったんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山内 剛） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 平田議員の御質問にお答えいたします。

今おっしゃってあるところが、久留米筑紫野線の下高橋神社前の下りの歩道に設置しておる、町が設置しているサインの看板のことかと思っております。

そちらには、「大刀洗町役場3.1キロ ドリームセンター3.1キロ」というふうな表示が今現在2行書きでございまして、議員の御提案ですと、そのどちらかを消して今村天主堂にしてはどうかと、そういう提案であるかというふうに考えております。

まず、高さ制限がございますので、これを3行書きにするということは、ちょっと難しいのかなと考えておまして、結果的に久留米筑紫野線上に、今村天主堂にここから曲がるんだよということが、今のところわからないという現状がございますので、こういった町が設置した看板の書きかえ等も調査検討の中に入れていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（8番 平田 康雄） 先ほど言われましたように、本年度に上高橋の町営駐車場跡地に大型バスの駐車場が建設されるということで、非常に特に大堰のほうから、往復で1時間くらい歩いて来られる方がありますが、そういった問題が10月から西鉄バスら辺が上高橋まで延伸されれば、そういった問題は改善されるということがわかりますけども、ここにも案内板設置が必要でないかなとちょっと思ったんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山内 剛） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 平田議員の御質問にお答えいたします。

上高橋の駐車場予定地からの案内ということでよかったですでしょうか。（「はい、そのとおりです」と呼ぶ者あり）

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（8番 平田 康雄） そのとおりでございます。

○地域振興課長（村田 まみ） 上高橋地区の停留所予定地から今村教会までの案内につきましてです。

こちらについては、現在、バスが延伸して停留する場所から、今村天主堂自体が余り見えないところがございますので、降りた方がスムーズに今村の天主堂のほうに行かれるような案内をしなければならぬというところは考えておるところでございます。具体的にどういったものを作るかというところについては、現在、検討段階でございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（8番 平田 康雄） 当初申しましたように、昨年は9,000名ほどの方が天主堂を訪問されました。かなり遠くからも来られておまして、今後ますます来訪者というのは、増え続けるのかなというふうに私は思っています。

訪問者の大半は自家用車とかバスで訪問されますけども、先ほど言いましたように、中には歩いて1時間も、往復1時間もかかって来られる方も見受けられますけども、このような状況を緩和するために、10月からラッピングバスを導入するということですけども、天主堂までの案内板が設置されれば、さらに利便性は向上するんじゃないかと思っております。遠方から来られる方が安心して訪問できるように、早い時期に十分検討して案内板設置をしていただきたいと思います。

これで、質問を全て終わります。

○議長（山内 剛） これで、平田康雄議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（山内 剛） 次に、6番、松熊武比古議員、発言席からお願いします。松熊議員。

6番 松熊武比古議員 質問事項

1. 大刀洗町内の不法建築物について

2. 消防団について

○議員（6番 松熊武比古） 6番、松熊武比古でございます。議長の許可をいただきまして、一般質問をさせていただきたいと思っております。

大刀洗町の不法建築物について。これ、違法建築ともなりますが、これについての質問、それから消防団についての質問、この2項目について質問させていただきます。

まず、大刀洗の不法建築物、現在の不法建築物は、町内ではどれくらいの件数がありますか、お答えをお願いいたします。

○議長（山内 剛） 小項目ごとで。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） その件については、担当課長から答弁をさせます。全部それぞれですね。

○議長（山内 剛） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） それでは、松熊議員御質問の大刀洗町内の不法建築物について答弁いたします。

1点目の現在の不法建築物の町内での件数についてでございますが、建築基準法に基づく違反建築物に対する措置は、特定行政庁であります福岡県で実施しております。このため、今回、福岡県久留米県土整備事務所のほうに問い合わせをいたしましたところ、違反建築物の件数につきましては、県庁の建築指導課で一括管理しており、県では個別具体的な数値は公表しておらず、回答できないということでした。

したがいまして、町内の違反建築物の件数については、現在把握ができておりません。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 松熊議員。

○議員（6番 松熊武比古） 税金関係あたりでも、航空写真を撮られて、一応役場のほうでも検査はしてあると思うんですが、建設課のほうでは、違法建築について把握はされていないということではないんでしょうか。

○議長（山内 剛） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 松熊議員の御質問にお答えいたします。

建築行政に係るものにつきましては、県のほうでやっておりますので、町のほうでパトロールを行っているというようなことはございません。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 松熊議員。

○議員（6番 松熊武比古） 航空写真あたりを撮ってありますよね、町で。それで、違法建築になっているのか、なっていないのか、把握できますよね。その検査というのは、やっていないんですか。

○議長（山内 剛） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） お答えいたします。

航空写真を確認してでの把握はやっておりません。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 松熊議員。

○議員（6番 松熊武比古） そうしますと、そういう違法建築物があった場合の対処方法はいかにお考えでございましょうか。

○議長（山内 剛） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） 違法建築物の対処方法についてお答えいたします。

町では、違反建築物に関する連絡等があった場合でございますが、先ほど申しましたように、特定行政庁であります福岡県のほうに通報をしております。

なお、福岡県では、違反建築物の通報があった場合、現地確認及び調査の上、違反建築物だった場合につきましては、個別の事情を勘案の上、建築基準法第9条の規定に基づきまして、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替え、使用禁止、使用制限等の是正の指導を行っているとのことでございます。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 松熊議員。

○議員（6番 松熊武比古） それでは、3番目につきまして質問します。

建築してしまえば、違法建築でも退去とか撤去にはされないという風潮がございますが、この件について町の考えをお願いいたします。

○議長（山内 剛） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） それでは、建築してしまえば、無理に退去はしないとの考えがあるがについて答弁いたします。

福岡県のほうでは、建築基準法に基づき、違反建築物への是正の指導を行っており、過去に使用禁止等の指導や勧告を行った事例はありますが、既存不適格の建築物への対応も含め、個別具体的な内容は公表しておらず、回答できないとのことでございました。

町としましては、平成13年5月1日以前の建築物につきましては、既存不適格建築物ということで、新たに建て直しというところになりますと、指導を行うようにしております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 松熊議員。

○議員（6番 松熊武比古） それでは、まず、新築とかやった場合には、大体建蔽率あたりもクリアしていると思うんですが、その敷地内に倉庫を建てる、それから車庫を建てるということで、建蔽率を割った場合の措置について、町としての考えをお願いいたします。

○議長（山内 剛） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） それでは、増築した場合の建蔽率について御答弁いたします。

福岡県のほうでは、基本的には増築も含め、建築確認申請を受け、完了検査を実施しており、その際、建蔽率も確認しておられます。

なお、防火規制がない場所で増築等に係る部分の床面積が10平米以内の場合は、建築確認申請が不要となる場合もあるところでございます。

倉庫等につきましても、基本的には建築基準法の申請を受け付けるようになっておりますので、不法建築物あった場合につきましては、確認次第、県のほうに通報を行っているというところでございます。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 松熊議員。

○議員（6番 松熊武比古） ということは、県県とおっしゃいますが、町のほうでは、そういうのはほとんどやっていないというのが実情なんですか。

○議長（山内 剛） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） お答えいたします。

建築確認申請自体が県のほうに提出されますので、町で確認はしておりませんので、特定行政

庁である県のほうで事務のほうは遂行してあるというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 松熊議員。

○議員（6番 松熊武比古） これは一度きちっとした検査を町でもやるべきではないかなというふうに思います。そうしないと、もうどこにでもどれだけ建ててもいいというようなことになりますよ。いかがお考えですか。

○議長（山内 剛） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） お答えいたします。

どこにでも幾らでも建ててもいいという御指摘ですけれども、増築につきましても建築確認申請の対象となっておりますので、その際に確認が行われているというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 松熊議員。

○議員（6番 松熊武比古） それは県がやっているということで、町では一切そういうことはやっていないと、検査はしていないということを書いてあるんですかね。

○議長（山内 剛） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） お答えいたします。

特定行政庁である県のほうで建築確認申請のほうを受け付けを行っておりますので、町のほうでは建築確認申請の事務自体は行っておりません。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 松熊議員。

○議員（6番 松熊武比古） わかりました。そういうことであれば、この問題について、県の問題になりますね。

それでは、2番目に消防団についてということで、去年の12月に一般質問で、私、消防団について会計報告をするようにされたらいかがかということで質問しましたが、今期会計報告があった各分団なされておりますでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 総務課の重松でございます。

それでは、松熊議員の質問にお答えいたします。

消防団の会計報告につきましては、昨年の議会の一般質問において、消防幹部会議で、町が支給しております消防団運営費の会計報告を行うように各分団に指導するという回答をしております。

これを受けまして、消防団幹部会において消防団運営費の会計報告を提出するよう連絡をしま

して、今年4月に各分団、5つの分団から消防団運営費24万円の用途につきまして報告がなされております。

なお、用途につきましては、訓練用の手袋や訓練用のシャツ、靴、食事代等が多く上げられております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 松熊議員。

○議員（6番 松熊武比古） 会計報告というのは、町が補助しとる24万だけの会計報告やなくて、歳入歳出全部をやるべきものではないのでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 町のほうが各分団に指示をしたのは、町の補助金である運営費の24万だけを出すようには指示をしております。

なお、町のほうが消防団員に出しております、例えば訓練手当、日当2,800円、もしくはいろんな出事について、消防の火災、水防等の対応につきましては費用弁償でございますので、それについては提出の義務はないというふうに考えております。

以上です。

○議長（山内 剛） 松熊議員。

○議員（6番 松熊武比古） 今、重松課長言われましたように、出動したりとか、そういう訓練とか、そういうのをとやかく言うとする問題ではございません。だから、それはもう別にそういう会計報告を出す必要はないと私も思っております。

しかし、やはり町の助成、それから区民からの助成金、これについては歳入歳出できちっとした会計報告をされるべきではないでしょうか。そういうことがないから、使い込みとかいう問題が起きとるわけで、その辺の改良をぜひ考えていただきたいというふうに思っておりますが、どういうお考えでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 先ほど松熊議員が言われました区からの補助金、補助金といいますか、支出金、それにつきましては、町を経由してもらっているわけではなくて、各分団が各行政区の区長さんから受けているということは認識はしております。

その用途につきましては、町は関知はしておりませんので、その会計報告は求めないということで団長とは話しているところでございますので、今後も会計報告をしてもらうにつきましては、町が補助金を出しております運営費24万については、今後も継続して会計報告を出していただくような形にしておりますけれども、その他につきましては、各分団でそれぞれの区長さんに対しての対応をするように指示はしております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 松熊議員。

○議員（6番 松熊武比古） わかりました。そうしますと、区民が出しとる補助金については、各分団で補助金をやりなさいということですね。

そうしますと、手袋を買ったからとか、何をしたからというのはどうやって、町の助成と区からの助成と、きちっと分かれるんですかね。分けにくいと思うんですが。

○議長（山内 剛） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） お答えいたします。

各分団の収入につきましては、町が補助金として払っている運営費の24万、その他費用弁償と、区からの支出金というか、区からの負担金があると思います。

分け方につきましては、それぞれ各分団で運営しておりますから、各分団の運営については、消防団本部、本部というか、消防団管理としては、そこまでは関知はしておりませんので、各分団でいかに運営しているかは、それぞれの分団任せになっていると思います。

ただし、各分団、それぞれ分団長を初めとして、副分団長、会計、班長等がいますので、そこら辺はきちっと会計はなされているものと思っております。

○議長（山内 剛） 松熊議員。

○議員（6番 松熊武比古） そういう使い込みとか、そういうのがなければ、こういう質問する必要ないわけです。実際、何分団かあつとるわけです。裁判にかけろうかという相談もありました。そういう会計報告を出すと、きちっとしたやつを出すということで、ここまで改善されたんだから、裁判にはもうかけるなよということで抑えておりますが、それだったら、また同じようなことが起きかねませんよ。

町は24万しか出してないけん、関係ないと。区民が出した金銭については関係ないという考えであれば、これはちょっとおかしいのではないかなと。消防団を管轄しとる以上は、やはりそこまですべきじゃないかなと私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 消防団の活動につきましては、消防団長以下、命令によって各分団が活動するような形になっております。

ただし、会計につきましては、各分団それぞれ事情もございますので、会計につきましては、団長も初め、町のほうとしても、各分団の会計については指示、もしくは係等は持っておりませんので、各分団の運営に任せているという状況でございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 松熊議員。

○議員（6番 松熊武比古） そしたら、今までと何ら変わらないということでございますね。
それでは、もうこれで質問を終わります。

○議長（山内 剛） これで、松熊武比古議員の一般質問を終わります。

.....

○議長（山内 剛） ここで暫時休憩をさせていただきますして、10時40分から再開させていただきます。

休憩 午前10時26分

.....

再開 午前10時40分

○議長（山内 剛） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、9番、高橋直也議員、発言席からお願いします。高橋議員。

9番 高橋 直也議員 質問事項

1. 交通政策について

2. 町の表彰規定について

○議員（9番 高橋 直也） 議席番号9番、高橋直也です。通告に従い、関連事項も含め、順次質問をさせていただきます。

まずは、交通政策についての質問です。

自動車における交通事故は、以前から報道されていましたが、近年全国でも高齢者運転のブレーキとアクセルの誤操作による痛ましい事故や、逆走などの危険運転や事故の報道が流れない日はないくらい、多くの事故が起きています。

先日も福岡市内で、高齢者の事故が報道されたばかりです。皆さんの日常生活においても、交差点での無理な侵入や急発進、急停車、よろよろ運転をする高齢者運転に、はっとする場面も多いのではないのでしょうか。高齢者が所有する自動車には、こすった跡やへこみ、軽い事故を起こした跡などを目にする機会も多いのではないのでしょうか。

そこで、まず1点目の質問です。高齢者運転の安全性についてです。

高齢者運転の中でも、客観的に見て運転に不安のある方々に対して、町長はどのようにお考えがあるかお尋ねいたします。

○議長（山内 剛） 安丸町長。

○町長（安丸 国勝） では、御質問にお答えします。

まず、高齢者の運転の安全性についてであります。高齢者が運転する自動車による悲惨な事故は、全国各地で相次いで発生している状況です。

また、警察署によりますと、町内での事故は、一昨年1月から12月は84件、うち高齢者

は30件、昨年の1月から12月は99件、うち高齢者は37件、本年1月から4月は26件、うち高齢者は9件と、事故全体の3割強を高齢者が占めております。

このため、小郡署に確認しましたところ、高齢運転者の安全運転の取り組みとして、免許更新時に70歳以上は高齢者講習を受講し、75歳以上は認知機能検査を実施し、検査結果に応じたきめ細かな講習を行っているとのことでした。

また、高齢運転者に対し、安全な運転に必要な技能や知識を再確認させるため、体験型交通安全教育も実施しているそうです。

また、大刀洗町におきましても、各行政区で開催されるミニデイや老人クラブ講習会において、小郡署の交通課や地域交通安全活動推進委員と連携し、高齢者安全運転講習会や機材を使った運転や横断歩道のシミュレーション体験を実施し、高齢者への安全運転啓発運動を行っているところであります。

以上です。

○議長（山内 剛） 高橋議員。

○議員（9番 高橋 直也） 先日も町内4校区にて開催されました議会報告会においても、多くの住民の皆様から、高齢者の交通支援や運転免許証返納後の支援などについて、たくさんの御意見をいただいております。

1つ例を挙げますと、いつまでも運転できる自信があるわけではないが、公共交通機関の不便性もあり、日々の買い物や病院への通院などを考えると、免許証を手放せないというような切実なお話も聞いております。

公共交通機関が乏しい地域の自治体では、免許証返納者へさまざまな支援策を行っております。八女市では、免許証返納者の移動支援策として、昨年の5月から70歳以上を対象にタクシー券を6万円分支給。また、大木町では、初乗りタクシー券96枚を支給。うきは市では、アクセルとブレーキのペダルを踏み間違えない、急発進防止装置の取り付けや、車線はみ出しなどを知らせる機能付きのドライブレコーダー機の購入設置費用に補助金を出すなどと、大牟田市、柳川市、みやま市、広川町など多くの自治体でさまざまな支援策を行っております。

運転に不安がある高齢者が運転を継続するという行為は、住民や児童に不安全的な状況をつくり出し、決して安心できる環境ではありません。これは大刀洗町としても、早急に検討対応すべき政策課題ではないのでしょうか。

そして、運転に不安がある高齢者に運転を控えていただき、場合によっては、免許証を返納していただけるよう、町として誘導する政策が必要であるという考えはないのでしょうか。

また、交通技術の不安定さに発生する悲しい事故を防ぐために、どのような手立てをとるべきとお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（山内 剛） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、高橋議員の町の対策についてお答えいたします。

まず、高齢者運転の事故防止対策の一環としまして、高齢者の免許証自主返納があると思えます。この支援の対策として、今後、町としては取り組んでいきたいと思っております。

具体的に申しますと、具体的にはまだ決まっておられませんけども、例えば対象者、何歳以上対象にするのか、自主返納の場合。また、対象期間、いつからいつ返納した人から対象にするのか。

また、支援策としまして、自主返納した場合には、例えばタクシー券、もしくはICカード。自主返納しない方についての高齢者の場合には、うきは市でも取り組んでおりますように、車に取り付ける安全対策装置の補助等、幾つかまだ未定の部分はありますけども、今後、対策として取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 高橋議員。

○議員（9番 高橋 直也） やはり地方の高齢者にとって、車の運転ができるかどうかは死活問題だと思います。車を継続的に利用でき、なおかつ安全をどう確保するかを考えた今後の町の政策に期待をしておきます。

次に、交通弱者の移動手段についての質問です。

先ほども述べました高齢の運転者で、自ら運転免許証を返納、もしくは運転を控える方を含め、妊娠、育児や障害などで運転が難しい方や運転免許証を所有していない方などの移動困難者、交通弱者に対して、どのようなお考えをお持ちでしょうか、お尋ねいたします。

また、そういった方々に対する政策は、町のほうでは現状どのように進めているのかも重ねてお伺いをいたします。

○議長（山内 剛） 平田健康福祉課長。

○健康福祉課長（平田 栄一） それでは、2点目の交通弱者の移動手段について答弁いたします。

交通弱者は高齢者のみならず、要介護者、障害を持った方や子供など状況はさまざまであり、行政では交通弱者の移動手段を確保することは困難であり、自助・共助・公助を組み合わせ、地域でできることは地域にお願いするとともに、役場内でも交通担当部署や福祉関係部署で、それぞれのニーズに合わせた交通弱者対策が必要と考えております。

この点、本町では、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A1・A2・A3、精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持の重度障害者に対しまして、経済的負担の軽減と社会活動の範囲の拡大を図ることを目的としまして、タクシー料金の一部を助成しております。

また、大刀洗町社会福祉協議会では、要介護度3から5の方、または18歳以上の第1種身体障害者や療育手帳A1・A2の方を対象に、登録料1,000円で、通常のタクシー料金の半額

程度で利用できる福祉有償運送を実施しており、車椅子の方も対応しております。

このほかにも、大刀洗校区の校区巡回バスの取り組みや、社会福祉法人慈愛会が地域貢献活動といたしまして、鳥飼区の分館体操終了後に、法人所有のマイクロバスでAコープ大刀洗店まで無料で送迎する鳥飼区買い物支援お互い様買い物サービス支援がございます。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 高橋議員。

○議員（9番 高橋 直也） 地方を中心に、今や交通弱者はさまざまな問題を抱えております。昨今話題の買い物難民、通院難民など、移動手段がないため、最低限の生活を送れない状況となっているのです。

諸外国では、住民の権利として、交通権保障がうたわれています。国や自治体は、国民・住民の生存を保障する責務を負い、そのために全ての人に移動を平等に保障する責務を負うべきだという考え方です。

交通権は現代社会の移動権利で、その考えに基づき、自治体も住民に対し、最低限の生活を送るための移動手段確保に尽力しなければならないのではないのでしょうか。

また、町の公共交通機関網の整備状況も不十分であると多くの住民の意見も聞き、私個人も痛感しております。

そこで、改めて、町の公共交通機関を整備する必要性については、どのようなお考えをお持ちでしょうか、お聞かせください。

○議長（山内 剛） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 高橋議員の御質問にお答えいたします。

町の公共機関を整備する必要性について、どのようなお考えをお持ちですかということだと思っております。

まず、町の公共交通機関ということで、現在通っております西鉄、そして甘木鉄道、また今度延伸がかかってくる西鉄のバス等がございまして、町独自で公共交通というものを運営しているということは現在ございません。

それで、コミュニティバスというものが、大刀洗校区に走っております分がございまして。総合計画を立てる際に、住民調査をさせていただきましたところ、交通政策のほうは、重要度は高く満足度が低いという断トツ2位の施策になっておりまして、町としても早急に積極的に取り組んでいかねばならないことというふうに認識をしております。

そのような中で公共交通、バスであったり、公共交通網であったりという方法1つではなく、これからはシェアリングエコノミーという方法でも、いろんな多様な方法が出てきておりますので、そういったバスのみではない方法、町の方々の暮らしに合った補完的な公共交通を早急に調

査検討していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（山内 剛） 高橋議員。

○議員（9番 高橋 直也） 最新の第5次大刀洗町総合計画の中にも、交通弱者の増加が予測されているように、住民や地域の特性、利用者のニーズに沿った交通政策の一日も早い実施を期待しております。

次に、コミュニティバスについての質問を行います。

現在、大刀洗校区において、校区巡回バスが運行されておりますが、試行運転当初は、利用者が予想より少なかったなどという声を聞いております。現在の巡回バスの利用状況や運行内容はどうのような実情なのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（山内 剛） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） それでは、高橋議員の3点目のコミュニティバスについて答弁させていただきます。

まず、コミュニティバスとは、市町村等が公共交通空白地域、不便地域の解消など図るため、一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う乗り合いバスや、市町村自らが自家用有償旅客運送者の登録を受けて運行するという2種類のものがあります。

現在、町内では、久留米市が運行する、「よりみちバス」コスモス号がAコープまで運行されています。

また、類似の取り組みとして、大刀洗校区で運行されている校区巡回バスがございます。これは、公共交通空白機関である大刀洗校区の喫緊の課題として、大刀洗校区地域づくり委員会によって協議がなされ、平成26年度から町のハイエースを借用して試行が始まったものであり、平成27年度に2回の試行を経て、平成29年度から本格的に開始されております。

この際、地域で「どなたが利用されるのか」「どこに行きたいのか」「何時ごろ行きたいのか」などのニーズ調査を地域のほうで入念に実施され、きめ細かいサービスが地域の皆様の「お互い様」の気持ちで実現されているものであると感じております。

このため、町では、昨年度ふるさと納税等を活用し、コミュニティバスに合った規格の車両を新たに1台購入し、この事業に活用いただいているところです。

また、センター長会議などにおいて、各校区でもこのような取り組みが行われるよう推進しており、取り組みが整ったところから、車両が貸与できるように準備を進めているところです。

なお、議員御質問のコミュニティバスの運行につきましては、多額の費用や人的措置等の課題があり、引き続き検討が必要だと考えております。

以上で、高橋議員の質問に対する答弁を終わります。

○議長（山内 剛） 高橋議員。

○議員（9番 高橋 直也） これも、先日開催された議会報告会において、各校区からこの巡回バス、コミュニティバスに関する意見が多く出ておりました。前回の第4次大刀洗町総合計画の中にある第2節公共交通の整備にも書かれていたとおり、民間バス路線の鳥栖—甘木線、鳥栖—北野—久留米線、鳥栖—本郷線など全ての路線が廃止され、町の大半を交通空白地帯という環境が長く続く中、やはり住民のニーズに沿ったコミュニティバスの導入が早急に必要ではないかと思っております。

校区に頼る巡回バス等ではなく、行政主体のコミュニティバスが私は必要だと思いますが、その辺は町のほうはどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（山内 剛） 中山副町長。

○副町長（中山 哲志） 高橋議員の御質問にお答えいたします。

町主導でコミュニティバスを回すべきではないかという趣旨の御質問でございます。

議員御指摘のように、今後、少子高齢化が進む中で、やっぱり高齢者の方々、あるいは自動車を運転できなくなった方々が、買い物であるとか、あるいは通院に、どうやってそこまで行かれるのかというのは大きな課題だというふうに認識しております。

一方で、コミュニティバスという今の国の仕組み上は、かなり多額の費用というか、ハードルが高い面もございますので、なるべく費用をかけずに持続可能な、そういうふうな仕組みができないかというふうに現在考えているところでございます。

そういう公共交通空白地域の病院や買い物、あるいは既存の公共交通機関の駅等までの、それまでどうやってするかというのは、例えばコミュニティバスだけではなくて、福祉バス等でもできる分がございますし、かかる費用なり、取り組みやすさも違ってまいりますので、その辺は今後早急に検討して、どういうふうに確保していくのかというのを今後考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（山内 剛） 高橋議員。

○議員（9番 高橋 直也） たしか西鉄路線がないのは、自治体はたしか大刀洗を含め、2カ所か3カ所ぐらいだったと記憶しております。

先ほども申しましたように、やっぱり交通権は現代社会の移動権利、自治体は住民に対し、最低限の生活を送るための移動手段確保に尽力しなければならないという観点からも、費用対効果などにとらわれることなく、早急な対応を行う交通政策が必要だと申し述べておきます。

これをもちまして、大項目1つ目の交通政策に関する質問を終わりたいと思います。

次に、町の表彰制度についての質問です。

表彰対象者について、大刀洗町表彰条例において、第1条にこのように書かれております。大

刀洗町の発展に功績があった者、もしくは公共福祉の増進に寄与して他の模範とする者に対し、その功績と榮譽をたたえて、町民意欲の高揚を図る目的とするとあります。

発展の功績があった者というのは、成果があるのでわかりやすいと思いますが、公共福祉の増進とは、どのようなことを行う方々が対象になるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（山内 剛） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、高橋議員の質問に回答いたします。

大刀洗町の表彰条例の中に、今言われた公共福祉の増進というのがございます。非常に抽象的な言葉でございまして、具体的に非常に難しいと思いますので、具体的なことを説明させていただきます。

まず、公共の福祉と申しまして、8項目ほどあるんですけども、まず、町の産業の開発振興に努めた方。2つ目が、社会福祉事業等の民生の安定に努めた方。例えば、民生委員とか保護司とか、そういう方が該当するんじゃないかならうかと思います。

あと、3点目が、保健福祉、地域医療の振興に努めた方。具体的に申しますと、医師関係になるんじゃないかならうかと思います。4点目が、地域の環境改善、美化に努めた方。これは、地域でいろんな活動をされている方だと思います。5点目が、学術、芸術、体育その他教育、文化の振興に努められた方。いろいろ対象者はいらっしゃると思います。6点目が、伝統、芸能、技術等の保存、振興に努められた方。7点目が、交通安全、災害の防止救助等に努められた方。交通安全協会、もしくは災害時の救助に活躍された方等になると思います。

最後に8点目に、町に対して多額の金品を寄附された方。

以上が、具体的に申し上げた、公共福祉の増進に寄与された方を具体的に説明いたしました。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 高橋議員。

○議員（9番 高橋 直也） 私たちが幼少期を送った時代と今は違い、今はさまざまな社会問題が生じ、行政のみならず、町民が課題に対応しなくてはならない時代にもなっております。これは社会全体の変化であり、地域社会の変化からでもあります。

例え話になりますが、昔は消防団員に入るのが当たり前で、その多くが地元農業者や自営業者で、火事が起こればすぐに消化活動に参加できたが、今は消防団員も勤め人が増え、昔ほどの機動力がなくなる一方、豪雨災害など想像できなかった自然災害も多発しております。

また、行政面を見ると、住民の行政に対する要求も、生活レベルの向上とともに高くなり、協働意識の希薄化なども相まって、さまざまな問題に行政のみの対応だけでは不可能に近い状況となってきております。

話をもとに戻しますと、行政がやるべきことを協働意識が希薄化している中で、住民が中心と

なって活動している方々は、町で表彰すべき対象者ではないのでしょうか。目的にもありますように、町民意識の高揚にも寄与すると考えます。

さまざまな活動がある中で、やはり町の宝は子供たちです。雨の日も風の日も、子供たちが安全で安心して学校に通えるように、無償ボランティアにて子供たちの存在を大切に、防犯意識の向上に努めている見守り隊の皆さんにこそ、表彰を行うべきではないのでしょうか。

先ほども8項目あると言われましたけども、この見守り隊の皆様方はどの項目に当てはまるかは、ちょっと私もわかりませんが、町のほうのお考えをお聞かせください。

○議長（山内 剛） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、御質問にお答えいたします。

見守り隊、毎日子供の通学路を見守っていただいている見守り隊について、表彰に該当しないかということでございます。

まず、見守り隊を確認いたしますと、平成18年に組織をされたと聞いております。現在、平成31年でございますので、13年経過しているところでございます。

表彰の場合には、町の表彰規定がございまして、10月1日現在の基準日で月数は判断させていただいております。基本的には、11月の下旬にあります、町のドリームまつりのときに表彰させていただいているところでございまして、大体9月ぐらいに庁舎内関係各課に呼びかけをしまして、今年度表彰者該当者がいないか、いる場合には「内申書を出してくれ」ということで、関係各課から内申書を総務課のほうに取りまとめて、表彰規定に照らし合わせて、表彰に該当するかしないかで判断させていただいているところでございます。

個人の場合には、12年の活動経歴があれば、表彰基準には該当いたします。団体の場合には、活動経歴が20年という経歴がございまして、見守り隊の場合には、約150人ほどの活動されていらっしゃる方がいると聞いておりますので、今のところ13年経過でございますので、今のところは町の表彰規定では該当しておりませんが、20年活動されている、将来20年になった場合には、町のほうとしても、ぜひ表彰規定に合わせて表彰をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 高橋議員。

○議員（9番 高橋 直也） 見守り隊の皆さんが、日々の活動を欠かさず行っているおかげで、どれだけの安心と防犯効果がもたらされているのかは、計り知れませんが、やはり長年地元で貢献されている方々に対し、労をねぎらう意味も称しまして、町からの表彰状をあげるべきだと申し述べておきまして、今回の私の一般質問を終えたいと思います。

○議長（山内 剛） これで、高橋直也議員の一般質問を終わります。

.....
○議長（山内 剛） 次に、2番、黒木徳勝議員、発言席からお願いします。黒木議員。

2番 黒木 徳勝議員 質問事項

1. 交通事故について

2. 町道、農道について

○議員（2番 黒木 徳勝） それでは、2番の黒木徳勝です。議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

それでは、まず、大項目ごとに回答をお願いしたいと思います。

まず、交通事故について、高橋議員の質問と若干重複する点があるかと思しますので、私の意見なりを申し上げて、回答をお願いしたいと思います。

最近、テレビ、新聞等で、高齢者の運転による事故が多発をしています。町として、高齢者の事故を少しでもなくす方法はないかと思うものですが、ここ数年、4月ごろから非常に大きい事故が発生をしております。

まず、今年の4月の19日に、午前6時25分ごろに東京都の池袋で、87歳の高齢者の運転する車が暴走いたしまして、母子死亡したというふうな事故がっております。そして、40から90代の男女8人が重軽傷を負ったと。この事故は、横断歩道に突入し、旧通産省の工業技術院の元院長で、アクセルとブレーキを踏み間違えた可能性が高いと見て、本人も事故を認め、申し訳ありませんと話して謝罪をしているんですが、その後にもまた福岡県の早良区においても、80歳の男性が奥さんを助手に乗せて、2人とも死亡したというふうな大きい事故がっております。これは、ここ最近、6月4日の夜に80歳の男性が妻を乗せて、60メートル逆走しましたと。次々と衝突をいたしまして、車6台から絡み、9人が死傷した事故がありました。

以上の事件のように、高齢者の人も非常に免許を返納したいという考えをしているようだけれども、やはりその機会がないというふうなことでございます。非常に毎日の事故が、新聞、テレビ等でしております。それと同時に、この近隣町村の交通高齢者、これに対しまして、免許証の自主支援事業といたしまして、ほとんどの近隣町村のところ、1万円なり、それ相当の助成をされております。

例えば、この近隣の久留米市さん、これにつきましては、平成27年から平成30年まで免許証の返納して、返納時について、ほとんどよその町村も同じですけれども、70歳以上というふうなことです。そして、その中身については、ほとんど1万円程度の、いろんなICカードの乗車券なり、バスの回数券なり、そういうふうなことのようです。

小郡市におきましては、これも30年4月1日の、これで終わりますよというふうなことですけれども、小郡市においても、数年間このようなタクシー券をやったと。1万円程度ですね。

それと、朝倉市におきましても、これは朝倉市は平成25年の4月から、この事業をしてあります。

筑前町においても、これ29年の4月以降に返納された方につきましては、同様でございますけれども、やはり1万円程度のいろんなタクシー券の利用券ですかね、そのようなものを一応返納する人たちに、支援事業としてしておるようでございます。

大木町については、さっき町が説明いたしましたので省きますけれども、近隣町村はこのように非常にしておる中で、総務課長の回答がありましたので、ある程度、今度これは検討するというようなことでございますし、これにつきましては、ぜひ、このついて、私としてはぜひ補正予算でも9月にさせていただいて、そしてやはりこの大刀洗町の住民が、いろんな老人クラブなり、いろんな会議の中で、どのようになっておるのかというようなことが随時聞かれますので、ぜひ、これについて早急に予算を計上していただきたいというように考えておりますので、再度回答お願いしたいと思います。

以上です。第1回目の質問を終わります。

○議長（山内 剛） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、回答いたします。

まず、自主返納でございますけれども、高齢者の免許証返納件数ですけれども、小郡警察署の届け出分でございますが、調査したところ、一昨年が年間30件、昨年が31件となっております。本年度は、4月末で12件の届け出が出ているそうです。

現在、大刀洗町としては、高齢者の免許証自主返納に対しては補助金等は出しておりませんが、県内のバスやタクシーの運送事業者では、高齢者の運転免許証の自主返納支援として、運賃の割引に取り組んでいるところもございます。

町としては、先ほど高橋議員の回答しましたように、高齢者の事故防止の一環として、免許証の自主返納及び自動車の安全対策装置の補助も含めて、今後取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 黒木議員、再質問ありませんか。黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） 今、総務課長が、今後取り組むというような発言でございますので、ぜひ早急にしていただきたいというようなことで、1番目の交通事故対策については、これで終わりたいと思います。

それでは、2番目の町道・農道について質問いたしたいと思います。

これにつきましては、基本的な考え方は、町道・農道の管理対策についてですけれども、まず、私がこの質問をする基本的な理由は、昨年、福岡県の嘉麻市で、昨年の9月からの西日本豪雨で

の影響で、崩落した市道に乗用車が転落し、夫婦が重傷を負ったというような事故でございます。

嘉麻市は、5月13日に、言うなら通行止めにするなど安全対策を怠ったとして、業務上過失傷害の疑いで、当時の市土木課長、また職員4人を福岡地検の飯塚支部は書類送検として新聞に書いてあったことでもあります。

当町として、数年前に一般質問をしたわけでございますけれども、そのときに建設課から結局、毎月、町道について点検をしておるといふような回答を得ております。そういう中で質問をするわけでございます。

まず、町道・農道に対して、地方交付金がどのくらい額が交付されているのかと、地方交付金、それに対しまして、活用方法はどのようにされているのかというふうなことで、問題は2番目の道路クロスマーク、また側道の横にある白い線、外側線ですかね。その点検についてを、ちょっとまず第1回目、回答願いたいと思います。

○議長（山内 剛） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、まず町道・農道に対する地方交付税交付金の金額と、その活用方法について御説明いたします。

普通交付税は、道路や消防、教育といった標準的な行政サービスを行うのに必要な金額と、税収等の標準的な収入額を算定し、財源が不足となる場合に交付されるものであり、昨年度における当町の普通交付税は16億6,638万余であり、そのうち約7,600万円が町道及び農道分として算定をされております。

また、算定された交付税につきましては、一般財源として町道の新設、維持、補修等に活用させていただいております。

次、2点目の道路クロスマークの点検についてですが、道路のクロスマークは、交差点への注意喚起を主な目的として、地元要望を受け、新設や更新を行っております。

従来、道路パトロールでは、舗装や側溝の補修箇所等を優先的に確認していましたが、今回の黒木議員の御指摘を受け、今後、区長さん等からの要望に加え、道路パトロールでも確認に努めて、消えかかっているようであれば、地元の意向も確認の上、交通安全施設設置工事にあわせ、更新をしていきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（山内 剛） 黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） それでは、再質問をさせていただきます。

この通告を出して、ちょうど菊池校区と甲条、高樋とを、今度、小学校、中学校の今の通学路、これ、軽自動車ですべて回ったわけです。

そういう中で、7割程度は、ある程度クロスマークなり、外側線がありますけれども、中学校

に行く道路の中に、言うならば、甲条から中学校に行く道路があります。これについては、ほとんど外側線は消えておるといふようなことでございます。

それと、先日、山隈においてから、ちょうど安丸建材店から西に行く町道があります。そこで、ちょうど中学生が、ある大きい事故があっております。そこについては、ちょうど十字路ですから、ちょうどクロスマークが、十字のを書いてあると思えますけれども、そこが全然設置されておらないというふうな状況でした。

そういうので、菊池校区も全部見て回りましたけれども、それ、ほかの校区も全部見て回っておりませんので完全とは言いませんけれども、非常に重要なところに結局消えておるといふようなことです。

私、建設課に申し上げたいのは、結局やはり月に私たちも回ってございましたけれども、ただ、ほげておるといふところではなくて、やはり車が非常に時間帯によっては、中学生、小学生もちようど8時ごろから、そのころ通勤してみるとわかりますけれども、やはり外側線が消えておると、非常に自転車で乗っておる生徒は危ないわけです。

そういうことも含めて、そこ辺の点検について、やはり小中学校の通学路については、外側線なり、ポイントのクロスマークのところについては、点検を今後、一応されることか、されないことかを、まず建設課長にお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（山内 剛） 田中建設課長。

○建設課長（田中 豊和） クロスマークと外側線の点検につきましてでございますが、今までの道路パトロールでは、重点的に行っていなかったというのが現状でございますので、今回の御指摘も踏まえて、クロスマーク、外側線についても、十分点検を行っていきたいというふう考えております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 黒木議員。

○議員（2番 黒木 徳勝） それでは、建設課が積極的に、やはり小中学校、また私たちも、車を運転するときには外側線があると、やはり外側線から外には車を運転しないというのが常識でございます。

やはり線がないと非常に、言うなら歩道を歩いておる人なり、また通学しておる小学生、中学生、これに対して、やはりその境目といいますか、それについて非常に運転する場合、3差路があるんだと、また4差路があるんだといふようなことは、クロスマークなり外側線見ると、運転の危険性がわかると思えます。

今、建設課長と総務課長は、予算も7,600万来ておるといふようなことでございますので、

その枠の範囲内で、ぜひ計画的にやはり重要なところからしていただきたいと思います。するといふことですので、これをもちまして、私の一般質問は終わります。

以上です。

○議長（山内 剛） これで、黒木徳勝議員の一般質問を終わります。

○議長（山内 剛） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

なお、残り4名の一般質問は、あす同議場におきまして、9時より再開させていただきますので、よろしく願いしておきます。

散会 午前11時23分
